

事業の活用ポイント

農地を貸したい方 (出し手)

- ①貸付ける農地を地元の市町村の農政担当課や農業委員会にお申し込みください。
- ②対象となる農地は「農業振興地域」内の農地です。(対象農地かどうかは、市町村で確認できます。)

農地を借りたい方 (受け手)

- ①農地の借受けを希望する方は、機構の募集にお申し込みください。応募者として公表された方が借受けの対象者となります。
- ②募集は、機構のホームページや市町村農政担当課で随時受け付けています。



借受者決定の手順

応募者が同じ地区に複数いる場合は、次の①～④を踏まえつつ、経営している農地との位置関係や希望条件との適合性、地域農業への貢献度などを考慮して順位をつけ、順次協議して借受者を決定します。

- ①応募者の規模拡大または経営の効率化につながるのか
- ②近隣で既に効率的・安定的な農業経営を行っている者への支障がないのか
- ③新規就農者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるのか
- ④地域農業の健全な発展に配慮した公平・適正な調整なのか

借受者決定の優先配慮

次の場合は、上記の手順に関係なく、優先的に貸付けされます。

- ①農地の集約化 (連担化) につながる場合
- ②農作業受委託を農地の貸借に切り替える場合
- ③集落営農組織の構成員が、その集落営農組織に貸付ける場合
- ④基盤整備事業等の実施地区で換地計画どおりに相手に貸し付ける場合



※手数料がかかります。(借りる方は賃料の1%、貸す方は賃料の0.5%)